

# 豊川市老人クラブ連合会会長顕彰内規

## 1 趣 旨

多年にわたり、老人クラブの育成、運営に貢献寄与し、または、老人福祉の増進に寄与し、その功績顕著な個人又は団体に対して、会長がこれを顕彰し、感謝の意を表するものである。

## 2 感謝状（在職期間が中断している場合は加算する。）

### （1） 単位老人クラブ会長3年以上の顕彰

ア 単位老人クラブ会長であって、その在職期間が3年以上である者とする。

イ 推薦は、事務局が行う。

### （2） 単位老人クラブ役員5年以上の顕彰

ア 単位老人クラブ役員（会長、副会長、会計、監事又は幹事等）であって、在職期間として5年以上勤め、顕彰することが適当と認められる者とする。

イ 推薦は、単位老人クラブ会長が行う。（様式第1号）

### （3） 老人クラブ連合会の部会長及び部長5年以上の顕彰

ア 老人クラブ連合会の部会長及び部長であって、その在職期間が5年以上である者とする。

イ 推薦は、事務局が行う。

### （4） 優良老人クラブ顕彰

ア 単位老人クラブにおいて、次に掲げる活動を複数実施している団体とする。

① 定期的な清掃奉仕作業を行い、環境美化等に貢献している活動。

（ただし、委託契約により実施しているものは除く。）

② 在宅のねたきり老人及び一人暮らし老人等に対する、定期的な友愛訪問活動。

③ 継続的に福祉施設等へ慰問を行うなど、入所者との交流又は奉仕活動。

④ 伝承遊びの継承など、継続的な世代間の交流活動。

（補助金の対象となっている事業は除く。）

⑤ 交通安全対策に関する継続的なボランティア活動。

⑥ その他、老人福祉及び地域福祉に寄与し、その活動が顕彰に価すると認められる活動。

イ 推薦は、各地区老人クラブ理事が行う。（様式第2号）

ウ 複数の老人クラブが合同で実施している場合には、1団体として推薦するものとする。

## 3 功労賞

老人クラブ連合会長は、特別な功績があると認められる者に対して、単位クラブの総会及び部会開催時において、功労賞を与えることができる。

## 4 その他

・上記2の(1)及び(2)の在任期間は、推薦調書作成の時点において、3年及び5年を経過しているものを対象とする。

・上記2の(1)及び(2)の顕彰については、どちらか1回のみとし、対象年数に該当した時点で推薦するものとする。

・この顕彰規定による顕彰を既に受けた者は、除外する。

### 附 則

この内規は、平成26年7月25日から改正施行する。